

## 小川村クラインガルテンの利用者募集

長野県小川村大洞高原のクラインガルテンの利用者を募集します。

◆コテージ 1戸

休憩棟 木造平屋建 37㎡ シャワー、トイレ付き

使用料 年間250,000円(一括納付。途中入居の場合は月数に応じる。)

ただし、上下水道、電気、ガス等の経費は利用者負担

◎施設の利用期間 令和8年4月1日～令和9年4月30日

◎申込期間 令和8年3月9日(月)～19日(木)

◎抽 選 会 申し込み多数の場合は抽選となります。

抽選日：令和8年3月25日(水)午後3:00～

場 所：小川村役場 大会議室

お問合せ・申込書提出先

〒381-3302

長野県上水内郡小川村大字高府 8800-8

(一財)小川村農林公社みらい(小川村役場内)

TEL 026-269-2323(小川村役場代表)

FAX 026-269-3578

# 長野県小川村クラインガルテン 借用申込書

令和 8 年 月 日

一般財団法人小川村農林公社みらい  
理事長 小林 裕一郎 様

申込者  
住 所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
T E L ( ) \_\_\_\_\_

私は、裏面の募集要項の事項を誓約して、下記のとおり クラインガルテンを借用したいので申し込みます。

## 記

1. 借用したい理由： \_\_\_\_\_

2. 借用したい施設： コテージ

3. 1ヶ月に利用できる日数： 1ヶ月 \_\_\_\_\_ 日

## 4. 借用者の家族（グループ）構成

氏 名	年 齢	続 柄	職 業	住 所

## 5. 緊急時の連絡先

① 氏名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ ☎ \_\_\_\_\_

② 氏名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ ☎ \_\_\_\_\_

# 募 集 要 項

令和 8 年 3 月

(一財) 小川村農林公社みらい

## ○利用者の資格

- 1 自ら農園を利用し耕作できる者（家族・グループを含む）
- 2 農園の区域における共益部分の共同作業に出役できる者
- 3 借り入れた農園の景観を保全助長できる者

## ○利用の申し込み

- 1 利用希望者は借用申込書により必要事項を記入のうえ、小川村農林公社みらい（以下「公社」という）に申し込むこと。

## ○利用の契約及び使用料

- 1 利用希望者は、公社から許可のあった後、2週間以内に現地を確認のうえ、農園の賃貸契約を締結するものとする。
- 2 契約期間は1年とする。ただし、契約満了の3ヶ月前までに解約を申し出ること。契約は最長で令和9年4月30日までとする。
- 3 使用料は、小川村クラインガルテンの設置及び管理に関する条例に基づく額で年払いとし、指定する納期限までに送付された納付書により公社に支払うものとする。

## ○農園の利用の環境保全

- 1 農園における作物の栽培は、自家消費のものに限定する。
- 2 利用者は良好な環境を保全するため、騒音や悪臭の防止に努めなければならない。
- 3 農園の利用で生じた野菜等の残存物は、堆肥化に努めなければならない。
- 4 農園利用を含め生活に伴う塵芥廃棄物は、その都度利用者の責任において処理する。

## ○農園等の改修

- 1 利用者による施設の改修は認めない。

## ○契約の解除

- 1 利用期間が終了した時点において残存物がある場合、利用者の責任において処分し、公社の確認を受けなければならない。
- 2 利用者が契約締結後において良好な使用を行わない場合、公社は農園利用契約を一方的に解除できるものとする。
- 3 契約を解除する場合、使用料は返還しない。

## ○災害の補償

- 1 公社は、施設・機械等を利用し使用者が受けた、いかなる災害に対しても、その責を負わない。

## ○損害の賠償

- 1 利用者が施設に損害を与えたときは、利用者の責任において修復し、公社の確認を得なければならない。

## ○管理窓口

〒381-3302 長野県上水内郡小川村大字高府8800番地8  
小川村役場内 (一財) 小川村農林公社みらい

TEL:026-269-2323 FAX:026-269-3578

E-mail:nourin@vill.ogawa.nagano.jp

コテージ平面図

